

地方公務員法第58条の3による等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数は、次のとおりです。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

行政職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事又は技師の職務	16	9.8%	主事補	2	99	63.5%	係員級
	2 保健師又は栄養士の職務			技師補	0			
	3 主事補又は技師補の職務			主事	11			
	4 言語聴覚士の職務			技師	0			
	5 社会福祉士の職務			保健師	3			
	栄養士	0						
	言語聴覚士	0						
	社会福祉士	0						
2級	1 困難な業務を行う主事又は技師の職務	18	11.0%	主事	13			
	2 困難な業務を行う保健師又は栄養士の職務			技師	1			
	3 困難な業務を行う言語聴覚士の職務			保健師	3			
	4 困難な業務を行う社会福祉士の職務			栄養士	1			
3級	1 主査の職務	47	28.8%	主査	47			
				主任	18			
4級	1 係長の職務	48	29.4%	係長	23	23	14.7%	係長級
	2 主任の職務							
5級	1 課長補佐の職務	17	10.4%	課長補佐	17	17	10.9%	課長補佐級
	2 副主幹の職務							
6級	1 課長又は事務局長の職務	13	8.0%	課長 局長	13	13	8.3%	課長級 部 長 ・ 次 長 級
7級	1 部長又は教育次長の職務	4	2.5%	部長 次長	4	4	2.6%	

行政職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能職員の職務	0	0.0%	運転手	0	5	100.0%	係員級
	労務職員の職務			用務員	0			
				給食調理員	0			
2級	経験を必要とする技能職員の職務	0	0.0%	運転手	0			
	経験を必要とする労務職員の職務			用務員	0			
				給食調理員	0			
3級	高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務	0	0.0%	運転手	0			
	相当の経験を有し、かつ、困難な業務を行う労務職員の職務			用務員	0			
				給食調理員	0			
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務	5	100.0%	技能労務職主任	1			
	相当の経験を有し、かつ、特に困難な業務を行う労務職員の職務			運転手	3			
				用務員	1			
				給食調理員	0			